

令和8年度福岡県外国人介護人材確保強化事業実施要領

この要領は、福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるほか、本事業の実施にあたり必要な事項について定める。

1 事業概要

(1) 実施主体要件

次のすべてを満たす法人グループを対象とする。

① 対象法人

福岡県内で外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法(平成9年法律第123号)の指定を受けた介護事業所・介護施設(以下、「介護施設等」という。)を運営する法人で、同一関係ではない4法人以上により構成されたグループ(以下「法人グループ」という。)。なお、法人グループは法人化を要しない。

(対象となる法人グループの例)

構成例	構成法人例
法人化されていないグループ	・ A 法人 (申請代表者) ・ B 法人 ・ C 法人 ・ D 法人
介護施設等を運営する法人で構成(全部または一部)し、法人化されているグループ	・ ○○協同組合 等 (申請代表者) <u>介護施設等を運営する法人以外が含まれる場合は、その法人を除き、4法人以上の介護施設等を運営する法人により構成されている必要があります。</u> (構成例) ○○協同組合 等 (申請代表者) 構成内訳 ・ A、B、C、D 法人 (補助対象) ・ E 法人 (補助対象外) E 法人を除いて、A、B、C、D 法人で申請

(対象とならない法人グループの例)

構成例	構成法人例
法人化されていないグループ	・ A 法人 ・ B 法人 ・ C 法人 ・ D 法人 (障害者総合支援法の指定を受けた障害福祉サービス事業所のみ経営) (対象外の理由) D 法人が対象外の法人となり、4 法人以上により構成されたグループを満たさないため。
介護施設等を経営していない法人のみにより構成し、法人化されているグループ	

② 同一関係の法人でないこと

法人グループ内に 100%子会社、資本金・出資金の 1/2 以上を有する法人、議決権の 50%超を有する法人、代表者が同じ法人が存在する場合は、実質的に同一法人とみなされるので、これらの法人が含まれた法人グループは認められない。

③ 本県からの要請に応じられること

本事業による導入効果等について、本県から事例発表・資料の作成等の要請があった場合は応じられること。

(2) 法人グループ外への外国人介護人材の紹介について

本事業を実施する場合は、次のすべてを満たす法人グループを対象とする。

- ① 紹介手数料を徴収しないこと。
- ② マッチング・紹介先の介護施設等からの相談を受ける体制を整備するとともに、面接時に通訳を確保していること。
- ③ 職業紹介事業の許可を受けていること。

申請代表者が、交付申請時に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に規定する有料又は無料の職業紹介事業の許可を受けている、又は受ける見込みであること。

なお、実績報告時には有料又は無料の職業紹介事業の許可を受けている必要がある。

（３）補助対象外経費

- ・外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料
- ・採用予定の外国人介護人材の来日費用、送り出し機関に対して支払う費用、在留資格申請等に要する費用等の外国人介護人材が就労のために要する費用
- ・職業紹介事業の許可に要する費用

（４）補助対象期間

福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の４月１日から２月２８日までとする。

（５）補助に係る留意点

① 同一の法人等に対する助成

他の都道府県から補助を受ける場合であって、補助の内容が重複する場合は、補助の対象としない。複数の都道府県で介護施設等を運営する法人等が本事業を申請する場合は、適切に按分処理を行う等の対応をする。

また、同一の法人が複数の法人グループに参加している場合、いずれかのグループでのみ補助対象とする。

② 福岡県介護特定技能外国人マッチング支援事業

福岡県介護特定技能外国人マッチング支援事業と事業の内容が重複する場合は、補助の対象としない。

③ 採択予定数

予算の範囲内で採択する。選定に当たっては、高齢者地域包括ケア推進課において、応募要件に該当する旨を確認した後、福岡県に設置する本事業に関する選定委員会が「福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金」事業者選定要領の審査基準に基づき、申請書等の審査を行い、選定する。

④ その他

事業の実施にあたり、必要に応じて法人グループへの助言等を行う。

（６）実績報告

- ・支払い（口座振替等）が令和９年２月２８日までに完了していない経費については、「補助対象外」となる。（３月１日以降の支払いは不可）。また、事業の経費の支払いは、申請代表者が行う必要がある。根拠資料の支払い者が申請代表者の法人でない場合についても「補助対象外」となる。
- ・その他、添付書類には本事業による導入効果等の書類を添付すること。

2 交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年7月10日（金）～令和8年8月3日（月） 17時00分

※郵送での提出書類については、**当日必着**となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、補助金交付要綱第7条に定める外国人介護人材確保強化事業費補助金交付申請書（様式1）を作成し、郵送または持参により提出するものとする。

その他の書類は、「外国人介護人材確保強化事業費補助金交付申請書類」のエクセルデータ等の電子データを電子申請フォームから提出するものとする。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

提出書類	提出方法
外国人介護人材確保強化事業費補助金交付申請書（様式1）	郵送または持参
法人グループ情報（様式1-1）	電子申請
経費所要額調書（様式1-2）	電子申請
支出計画書（様式1-3）	電子申請
事業計画書（様式1-4）	電子申請
役員一覧（様式1-5）	電子申請
同意書（様式1-6）	電子申請
その他参考となる資料 （法人グループの概要が把握できる書類、関連または同様の取組を実施・経験した事例、支出経費の根拠となる書類（見積書）、職業紹介事業の許可に関する書類の写し等）	電子申請
・通帳の写し（申請代表者分） ・債権者登録申出書（県に口座登録していない場合、申請代表者分）	電子申請
交付決定通知・交付申請書等の写し （福岡県以外の都道府県で同事業の補助を受ける（予定）の場合）	電子申請

※電子申請が困難な場合は、郵送又は持参でも受付可能。



(3) 書類の提出先及び問い合わせ先

電子申請フォーム又は、右記の二次元コードよりお申込ください。

URL: <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=mHl5K4zI>

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁北棟2階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL: 092-643-3327 FAX: 092-643-3253

※ 郵送の際は、封筒の表に「福岡県外国人介護人材確保強化事業費補助金」と朱書きすること。